

2024年 法整備支援連携企画

法整備支援シンポジウム

2024年9月14日（土） 14:00～17:00
オンライン（予定）

松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授，
慶應グローバル法研究所長）

2024年テーマ

「法的外交」の展開と法整備支援の
意義・可能性・課題

2022年法整備支援シンポジウム

「法の支配を構築するために、法整備支援を通じて、私たちに何ができるか —— 法学教育・法曹教育・法の教育に焦点を当てて」

国際民商事法センター(ICCLC)ホームページ

ICCLC NEWS より

<https://www.icclc.or.jp/>

ICCLC NEWS 92号 (2023年3月)

https://www.icclc.or.jp/icclc-news/news_92.pdf

2023年法整備支援シンポジウム

「アジアにおける伝統法と近代法の連続・不連続・融合」

国際民商事法センター(ICCLC)ホームページ

ICCLC NEWS より

<https://www.icclc.or.jp/>

ICCLC NEWS 97号 (2024年4月)

https://www.icclc.or.jp/icclc-news/news_97.pdf

趣旨

国際紛争が絶えない中，国際社会の一員として，私たちが何をなすべきか，何をしうるのかが問われている

このような状況下で，日本政府として，「法の支配の貫徹」および「人権尊重の理念の実現」を「我が国のソフトパワーの中心」に位置づけた「人権・司法外交を積極的に展開すること」が提言されてきた

「司法外交」ないし「法的外交」という観点から，法整備支援には，どのような意義・可能性・課題があるか，様々な観点から議論する

「法的外交」とは何か

「法的外交」(legal diplomacy)：第2次大戦後のヨーロッパにおける人権の普及。「戦争ではなく、法を作れ」(Make Law, Not War)。国境を超えて人権を保護する仕組みの構築

「法の支配」・「人権」・「民主主義」・「良い統治」等の基本的価値は、所与のものでも、自ずから世界に普及するものでもなく、「法的企業家」(legal entrepreneurs)の国際戦略に基づく「政治プロセス」(political process)を通じた「法的外交」(legal diplomacy)の展開の帰結

「司法外交」とは何か

「司法外交」(judicial affaires diplomacy) :

①法の支配が根付いた社会をもつことは国家の「ソフトパワー」の中核であるとの認識に基づき、法の支配、基本的人権の尊重等の基本的価値を自国から世界に向けて発信し、世界各国に浸透させていくための取組み。そのことは、各国の経済成長を支える司法インフラを整備し、持続可能な発展に貢献する

②基本的価値を共有する各国と連携し、ルールに基づく国際秩序、国際社会の安定・平和の構築を通じた各国の安全保障への寄与

⑤「日本型司法制度の強みを重要なソフトパワー」として活用し、国際社会におけるプレゼンスを高める

「法的外交」 ・ 「司法外交」 の将来

「正義に適った良識ある政体なら，人権の推進を，自分たちの外交政策の確固たる関心に据えるはずである」（J・ロールズ／中山竜一訳『万民の法』〔岩波書店，2006〕66頁）

「普遍的価値」としての人権，民主主義，法の支配，良い統治の共有，国際社会の安定と平和の構築への寄与を通じ，国家の安全保障を確固たるものにすることが，どのようにして可能か

日本の法整備支援の長所：①人権・民主主義・法の支配・良い統治を構築するためのプロセスの重視，②各国の歴史・文化・プライドを尊重した漸進的な発展プロセスの支援，③シビル・ロー国，コモン・ロー国，社会主義国，イスラム国に対する支援の経験の活用

- (A) 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)
(2015年10月21日国連総会決議70/1)
- (B) 開発協力大綱 (平成27年2月20日閣議決定)

「法の支配の確立，グッドガバナンスの実現，民主化の促進・定着，女性の権利を含む基本的人権の尊重等は，効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎をなし，経済社会開発を支えるものであると同時に，格差の是正を始め，公正で包摂的な社会を実現するための鍵である。この観点から，実定法の整備や法曹，矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援，経済社会制度整備支援，公務員の人材育成，不正腐敗対策を含む行政能力向上支援等のガバナンス支援，選挙制度等の民主的政治体制構築支援，メディア支援や民主化教育等の民主化支援等，必要な支援を行う。」（Ⅱ．重点政策，（1）重点課題，イ 普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現）

(C) 「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」（平成25年5月。法制度整備支援関係省庁〔外務省，法務省，内閣府，警察庁，金融庁，総務省，財務省，文部科学省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省を含む〕）

対象

法整備支援・法と開発・国際関係・国際政治・比較法，アジア法等
に関心のある学部生，大学院生，法科大学院生，社会人等

日時と開催方法

2024年9月14日（土） 14:00～17:00

オンライン（予定）

申込フォーム・関連情報

申込フォーム：（後日，下記に掲載）

関連情報： KEIGLADホームページ「ニュース・イベント」

<https://keiglad.keio.ac.jp/news-event/>